

堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則

堺市市税条例施行規則（平成１２年規則第１０９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「及び」を「若しくは」に、「（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２第１項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を「又は租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２第２項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。